

## 岩沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

岩沼市国民健康保険税条例（昭和30年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.03」を「100分の7.40」に改める。

第5条中「2万7,000円」を「3万円」に改める。

第5条の2第1号中「1万8,000円」を「2万円」に改め、同条第2号中「9,000円」を「1万円」に改め、同条第3号中「1万3,500円」を「1万5,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「1万8,900円」を「2万1,000円」に改め、同号イ中「1万2,600円」を「1万4,000円」に、「6,300円」を「7,000円」に、「9,450円」を「1万500円」に改め、同項第2号ア中「1万3,500円」を「1万5,000円」に改め、同号イ中「9,000円」を「1万円」に、「4,500円」を「5,000円」に、「6,750円」を「7,500円」に改め、同項第3号ア中「5,400円」を「6,000円」に改め、同号イ中「3,600円」を「4,000円」に、「1,800円」を「2,000円」に、「2,700円」を「3,000円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,050円」を「4,500円」に改め、同号イ中「6,750円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「1万800円」を「1万2,000円」に改め、同号エ中「1万3,500円」を「1万5,000円」に改める。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## （適用区分）

- 2 この条例による改正後の岩沼市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。